

業務委託設計書

区	分	産 企 委	課		担		参		課		担		設計担当者
委 託 番 号		第 8 号	長		当 課 長		事		長 補 佐		当		Tel ()
年	度	令 和 7 年 度									作成年月日	令和 7 年 4 月 11 日	
委 託 名	地域特産品プロモーション事業業務委託										業務委託概要		
履 行 場 所	秋田市が指定する場所										(1) 販売促進イベントの開催 (2) 販路開拓および効果検証		
設 計 金 額													
財源(補助)区分	国 補 ・ 県 補 ・ (市 単)												
委 託 期 間	契約締結日の翌日から 令和8年3月19日まで												

業務委託内訳書

費目名	内 容	数 量	単 位	単価(円)	金 額 (円)	摘 要
委 託 料						
1 本市産品販売促進イベントの開催		1.0	式			明細表第1号
2 販路開拓および効果検証		1.0	式			明細表第2号
	計					
	消費税	10.0	%			
	委託料計					
合計						

明 細 表

費 目 名	称 内 容	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 本市産品販売促進イベントの開催						
	会場費(関東圏)	2.0	日			
	会場費(関西圏)	7.0	日			
	会場等調整、マニュアル作成	1.0	式			
	管理人件費	1.0	式			ディレクター1名
	販売人件費	18.0	人			スタッフ2名×9日
	夜間警備	2.0	人			
	機材・備品レンタル	1.0	式			
	消耗品等予備費	2.0	式			
	売上金精算	1.0	式			
	SNS等運用	2.0	式			
	PRビジュアルデザイン	1.0	式			
	ノベルティ制作	200.0	個			
計						

明 細 表

費 目 名	称 内	容 数	量 単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
2 販路開拓および効果検証						
	バイヤー告知および商談の設定	1.0	式			
	アンケート実施・集計	1.0	式			
計						

地域特産品プロモーション事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本業務は、関東圏および関西圏等において本市農産品や加工食品等を取り扱うセールスプロモーションによりその魅力を発信し、本市農産品等の認知度向上と販路拡大等による本市農業の活性化を図るために実施するものである。

2 名 称 地域特産品プロモーション事業業務委託

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務の内容

(1) 本市産品販売促進イベントの開催

ア 開催時期の選定および会場の確保

- ・以下の条件の元、本市と協議の上、詳細を決定すること。

開催会場	ラゾーナ川崎	大阪高島屋
所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町72-1	大阪府大阪市中心区難波五丁目1-5
催事場所	2階ルーファ広場入口コンコース	地下1階食料品フロアポップアップスペース
開催期間	令和7年10月頃	令和8年1月頃
	・令和7年8月～令和8年2月までの間で、本市農産品や加工品が潤沢な時期等に実施すること。（参考：本市産えだまめ出荷時期は8月上旬から9月下旬頃） ・連続した土日2日以上（関西圏は7日以上）とすること	
出店・出品者数	5～10者程度	5～10者程度
	・出店・出品者の募集については、本市が行う。 ・出品商品については、各催事のコンセプトに合わせ、本市と協議の上選定することができる。	

- ・上記を原則とするが、会場の調整等がつかない場合には、同等の会場を確保すること。なお、選定にあたっては、過去の売上実績や集客力を考慮の上、より効果的な会場を選定すること。関西圏の会場については会場使用料および什器代の計上が必要となるが、上記会場以外となった場合には別途請求すること。
- ・会場管理者や出店事業者との連絡等（会場管理者へのとの調整、出店・出品事業者の提出書類のとりまとめ、会場管理者等への企画書等の書類

作成および提出等）を行うこと。

- ・催事会場のほかに、必要に応じてバックヤード等の確保を行うこと。なお、催事会場以外の使用料が発生する場合は別途請求すること。

イ 企画および運営

- ・当日の進行等を調整し、会場図、スタッフマニュアル等を作成し、関係者に共有すること。
- ・出店期間中は、会場管理者との調整や出店・出品事業者のフォローを行うため、現地にスタッフを常駐させること。
- ・商品の販売等に必要な什器および事務用品等（プライスカード、ポップ含む）を用意し、設置すること。
- ・本市が提供する備品や出店・出品事業者の商品等の着払いでの受取および保管を行うこと。なお、夜間等開催時間以外の商品等の保管についても適切に行うこと。
- ・物販ブース等の設営・商品陳列および撤去を行うこと。なお、設営にあたっては、売上や来客数が期待できる効果的なレイアウトやディスプレイとするとともに、本市農業ブランドである「農家のパーティ」の認知度向上とイメージアップが図られる装飾とすること。
※資材は本市が所有するもの（のぼり旗、腰幕、法被等）を使用することができる。新たに制作する場合は、本市と調整すること。
- ・商品を委託販売し、売上金を管理すること。また、それに伴い、販売について専門性の高い販売スタッフを2名以上配置すること。ただし、事業者が対面により販売する商品については、この限りでない。なお、会場が百貨店等で、施設管理者側が販売スタッフを斡旋する場合、それに従うこと。
- ・会場と調整の上、レジ対応および釣り銭用意が必要な場合は適切に対応すること。なお、レジ等が個別対応となる場合は、その旨を事前に出店事業者に共有すること。
- ・出店期間内の物販ブースの清掃およびごみの処分を行うこと。
- ・出店期間中は、会場管理者および委託者からの要請に応じ、十分な感染症対策を実施すること。
- ・販売期間終了後、売り場に残った出品物等を元払いにより出店・出品事業者へ返送すること。なお、出品物等の受取および返送にかかる費用については、本業務に含まないため別途請求すること。

ウ 広報宣伝等

- ・各種メディアやSNS等を活用した効果的な広報を行うこと。
- ・事前告知用のメインビジュアル等を作成すること。また、本市と協議の上、必要に応じてポスター等を必要部数制作すること。なお、印刷物に

かかる費用については、本業務に含まないため別途請求すること。

- ・「農家のパーティ」ブランドのPRおよび販売促進に効果的なノベルティを200個以上制作し、催事会場で配布すること。制作物については本市と協議の上、決定すること。

エ 売上金の精算

- ・催事終了後、速やかに売上金額（税込）を各出店・出品事業者の確認の上、分配すること。
- ・出店・出品事業者への振込手数料は受託者の負担とする。

(2) 販路開拓および効果検証

ア 首都圏等の催事外バイヤーに対し、バイヤー向けのポータルサイト等を活用した事前告知を通じて、商品情報提供や個別商談の設定等、催事実施後の販路開拓を図ること。なお、バイヤーの旅費は本業務に含んでおらず、先方経費での出張を想定している。また、告知先等について100者以上とし、事前に本市へ提示すること。

イ 購入者へのアンケートを実施・集計（本市製品の認知度や印象の変化、今後の購入意向など）すること。アンケートの項目については、本市から指示を受けること。

ウ アンケート回答者に対し、プレゼントキャンペーンを実施すること。なお、プレゼントの内容については、本市と協議の上決定することとし、プレゼントの費用は本業務に含まない。

5 手数料の設定について

委託販売した商品について、販売手数料および決済手数料（クレジットカード、各種電子マネー決済手数料等を含む。）を売上金額（税込）に対して受託者が任意に設定することができる。ただし、設定する場合は、本市が出店・出品事業者を募集する時点で通知できるよう設定すること。

6 業務完了報告書

本業務の全ての業務が完了したときは、令和8年3月19日（木）までに業務完了報告書を提出すること。

7 個人情報保護にかかる遵守事項

- (1) 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 契約の履行に係る個人情報等の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、受託者はこれを遵守しなければならない。
- (3) (1)および(2)の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (4) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。